

1 学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。全教職員はもとより、保護者や地域住民も含めて、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応する必要がある。

そして、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むようにするために、甲山小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

上記の考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにこの「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

いじめ防止のための基本姿勢としては次の5点を掲げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくみ教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

4 実施体制

- ① いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対応のために、校内に「いじめ防止委員会」を設ける。委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事で構成する。
- ② 本委員会は、月1回の定例会を持ち学校の状況等について情報交換するとともに必要に応じて随時開催する。また、会議の内容によっては、校長の意向により他の関係職員を招集する。
- ③ 本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、学校基本方針に基づく取組を実施する。
- ④ 本委員会の役割は、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの相談・通報の窓口、いじめの疑いに関する情報収集と記録、いじめの疑いに関わる情報があつた場合の緊急会議の開催と取組等がそれに当たる。

5 いじめ防止等に係る取組

① 未然防止のための取組

- 教職員は、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という強い認識に立ち、授業中だけではなく、休憩中や掃除時間などでもしっかりと児童と関わり、児童が示すちょっとした変化を見逃さない対応をする。
- 授業づくりでは、児童にとって楽しくわかる授業づくりを進める。そのためには、すべての児童が参加できる授業を工夫したり、授業のなかでしっかりと児童の発言を受けとめ認めたりすることを通して、教師と児童との信頼関係が深まる授業になるよう取り組む。
- 道徳教育や人権教育の充実、体験活動やふるさと学習の推進を通して、児童のコミュニケーション能力や社会性を育むとともに、相手を思いやる気持ちやお互いを大切にする心情を高め、豊かな心を培う取組を行う。

② 早期発見・早期解決に向けての取組

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを教職員は認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 最近しゃべらなくなったとか保健室によく行く、休憩中に一人でいる、不必要な物を学校に持って来るなど児童が示すちょっとした変化や危険信号を見逃さないように教職員はアンテナを高く保ち、児童と関わる。
- いじめ防止及びいじめの早期発見につながる児童に対する定期的・計画的なアンケート調査や、個別面談を実施する。

③ 児童生徒の主体的な活動の支援

- 学校行事や学年行事では、児童同士がお互いに協力し合ったり助け合ったりする学習を基にして、児童同士がお互いの人格を尊重できるよう工夫した取組を行う。
- 児童会の中に、いじめ防止等の委員会を設置し、児童が主体的に活動できるように支援する。
- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、児童に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。

④ ネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法やその危険性について十分に理解できるように情報モラル教育を行う。
- ネット等を利用する場合のスキルを向上させるとともに、問題のある書き込みの削除や、SNS（ソーシャル・ネット・サービス）の不適切な利用に対して適切な指導を行う。

⑤ 警察への相談・通報

- いじめの状況が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなときは、警察への相談や通報等、連携し対応する。

⑥ いじめ防止対策に関する研修

- いじめ防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について校内研修や職員会議で研修を行い、日常的に教職員全体の共通理解を図っていく。
- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、保護者に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。
- 日常的に、いじめ防止等に係る保護者への啓発及び広報、相談窓口の設置及び広報を行い、いじめ問題に対する理解を深める取組を進める。

6 重大事態への対応

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づいて次の通り定義する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

② 具体的な対応

- ただちに世羅町教育委員会に報告し指示を受ける。学校が主体となって調査する場合には、被害児童又は保護者の訴えを十分に聴くとともに、早急に事実関係を明らかにする。
- 重大事態については、4①の「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確する等調査を行う。
- アンケート調査を実施した場合は、その結果について被害児童の保護者に対して情報提供するとともに、場合によっては臨時保護会等において開示する。
- 加害児童又は保護者に対しては、事実関係をもとに本人の将来を見すえてこれからどうすべきか考えさせる話し合いの場を持ち反省させる。
- 加害児童に対する指導が困難な場合やいじめが犯罪として認められる場合は、世羅町教育委員会との連携のうえ、警察署に相談する。

(1) 問題解決への対応

ア) 情報の収集と事実の整理・確認(情報集約及び記録担当者の設定)

調査項目としては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどであり、事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものとする。

また、聴取に際しては自由に話をさせる、聴取を行う者の主観で発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問(二者択一でない質問)をするなどの点に留意する。ただし、必要に応じある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討する。

イ) 重大事態対応プロジェクトチームの編成。

ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携

エ) PTA 役員との連携

オ) 関係児童(被害児童及び加害児童)への指導及び関係保護者への対応

被害児童と加害児童、及びその保護者には調査目的や調査・報告の進め方等について予め事前に説明し、共通理解をはかりながら取組を進める。

カ) 全校児童への指導

(2) 説明責任の実行

ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

イ) 調査報告書による町教育委員会への報告

報告事項の例

1. 対象児童（被害児童及び加害児童）
2. 対象児童の状況（いじめの概要）
3. 重大事態に該当すると判断した根拠
4. 調査の概要（調査期間・調査組織及び構成員・調査方法）
5. 調査内容
関係児童や教職員、関係保護者等からの聴取に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠と共に時系列で記載する。
（その他「家庭環境」）
（調査結果のまとめ「いじめの判断や調査組織の所見等」）
6. 今後の対応・支援方策
7. 今後のいじめに関する校長の所見

ウ) 全校保護者への対応

エ) マスコミへの対応

（3）再発防止への取り組み

ア) 教育委員会と連携し、外部有識者を招聘し、再発防止への取り組みについて助言を得る。

イ) 問題の背景・課題の整理を行い、教訓化する。

ウ) 取組の見直しを行い、改善策の検討・策定を行う。

エ) 改善策を実施する。

③ 再調査

町教育委員会が再調査の必要があると判断した場合は、重大事態対応プロジェクトチームによる再調査を実施する。

さらに再調査後、町長が必要と判断した場合は、町教育委員会との連携のもと、町長の附属機関による調査・審議を行ったり、県教育委員会の「広島県いじめ問題調査委員会」による再調査を要請したりする。

7 取り組みの検証と学校運営の改善

① 取組の検証

- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、保護者に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。
- 児童に対する個別面談やアンケート調査の結果をもとに、学級や児童の個々の状況を分析して学校全体として新たな具体的な取組を行う。

② 学校運営の改善

- 場や時間を確保するために、業務改善を組織的に行い、教職員が子どもと向き合いいじめ防止等に適切に取り組むことができるようにする。